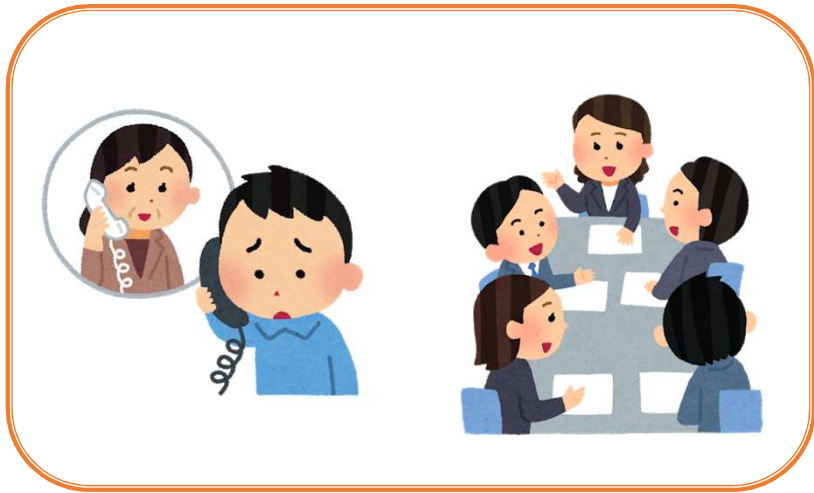
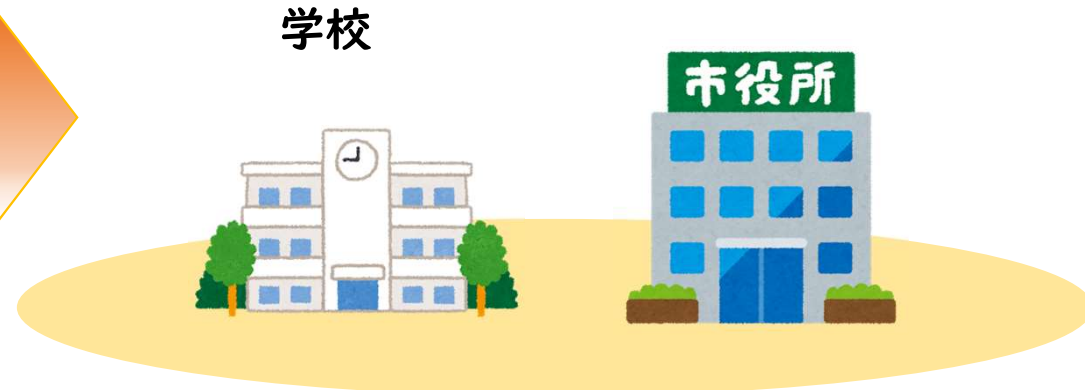


(仮称) 尼崎市子どものための権利擁護委員会
について (素案)

子どものための権利擁護委員会の位置づけ



子どものための権利擁護委員会



子どもを取り巻く関係機関

1. 独立性と専門性を有する機関
・委員は5名以内

2. 3つの機能

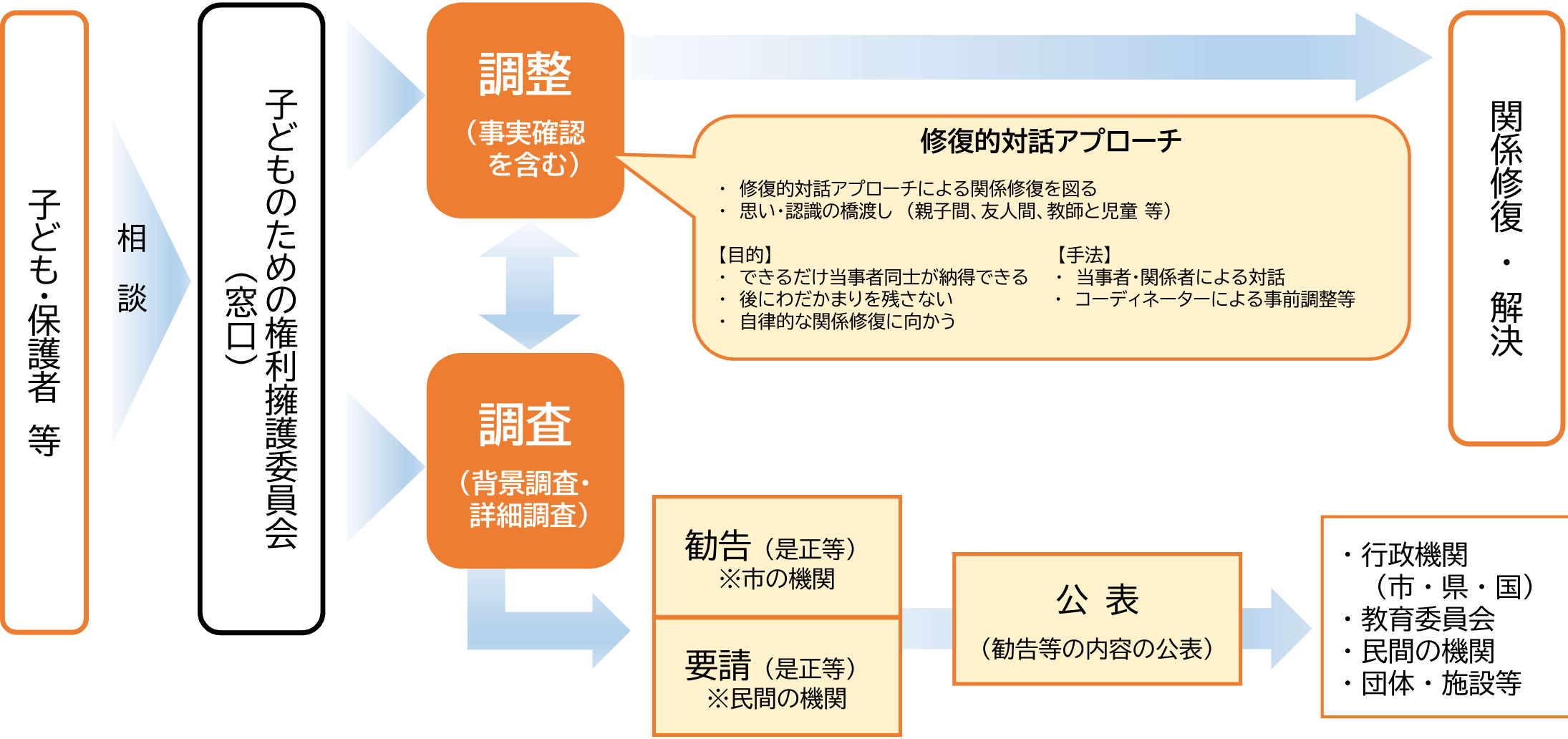
- ① 調査・調整機能 ② 提言機能 ③ 広報・研修機能

子どものための権利擁護の相談窓口

子ども自身や保護者等から子どもに関する相談を受け付ける窓口を設置します。

項目	内容					
対象者	<ul style="list-style-type: none">○ 18歳に到達する年度の末日まで○ 市内居住、市内の子ども施設に在籍、市内在勤					
相談受付方法	<ul style="list-style-type: none">○ 電話（フリーダイヤル）○ 来庁○ Email○ 尼崎市ホームページ（専用の相談フォーマット）○ LINE					
相談内容	<ul style="list-style-type: none">○ 友だちからのいじめなどの人権侵害○ 保護者からの虐待等の人権侵害○ 学校等における体罰、暴言などの人権侵害 など					
相談受付時間		電話	来庁	Email	尼崎市HP	LINE
	月～土曜日 10時から18時	○	○	○	○	○
	その他の時間			○	○	○

機能① 調査・調整機能（個別ケースにおける調整及び調査）



機能② 提言機能 (制度等の見直し・改善)

取組状況のチェック

- 様々な機関、団体、施設等において、子どもの権利が守られているかチェック (対象事業・施設等を計画的にチェック)

個別ケースに基づく制度見直しの必要性

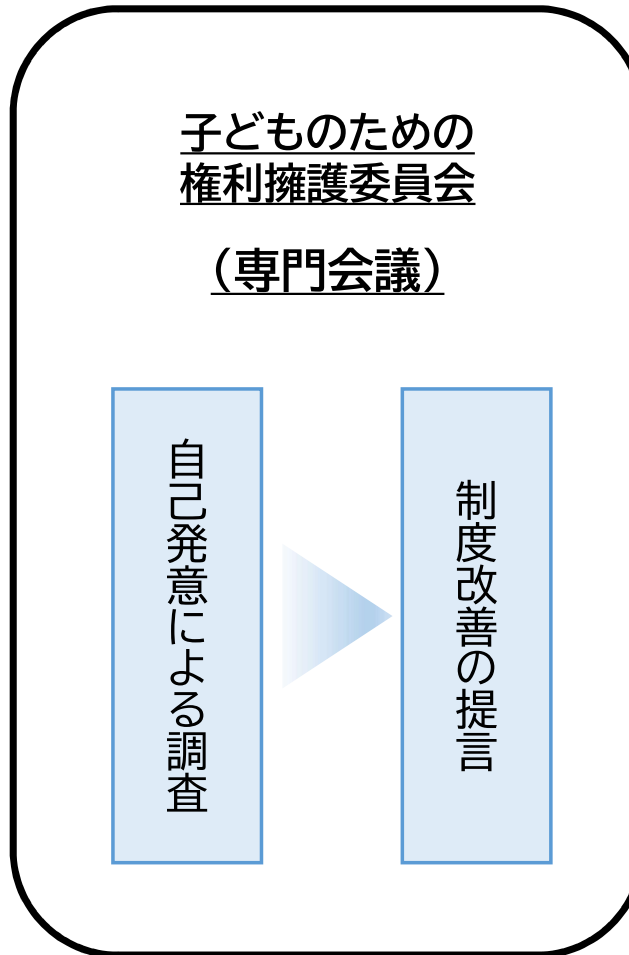
- 個別ケースから見えてきた社会的課題

社会情勢等による制度見直しの必要性

- 社会情勢の変化 (時代に即した仕組みへの見直し等)

体罰等に係る制度見直しの必要性

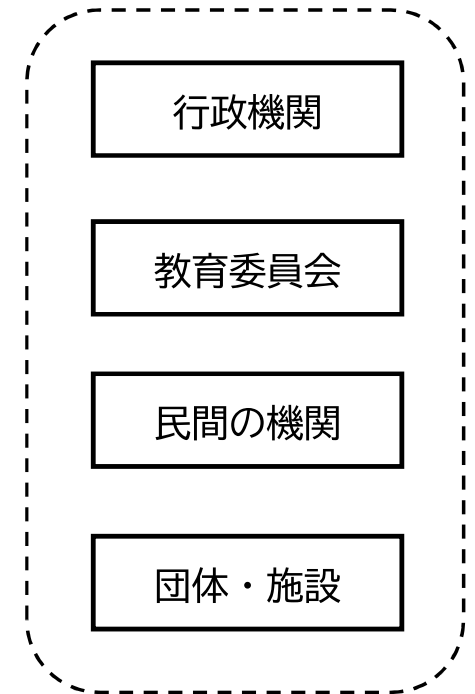
- 人権アンケート等から見えてきた課題



改善の提言

報告

改善の取組に対する
モニタリング



- 【制度改善の提言の例示】 参考：他市事例
- 子どもの育ち支援条例に即した取組が十分に行われていないことの指摘及び改善策
 - 保育所の苦情解決制度の形骸化
 - いじめや生徒指導等の具体的事例への対応
 - 不登校に係る基本方針と具体策の確立 等

機能③ 広報・研修機能

項目	内容
広報・啓発	<ul style="list-style-type: none">○ 子どものための権利擁護に係る印刷物の作成・配布<ul style="list-style-type: none">➢ 子どもに制度及び窓口を知らせる(学校を通じてカード・チラシ等を配布)
研修	<ul style="list-style-type: none">○ 講演会の開催、講師派遣等○ 教職員向けの研修(初期対応等)
子ども代表	<ul style="list-style-type: none">○ 子ども代表が、子どもの権利の周知活動に参画

【その他】

- 子どもの意見表明権が保障されるよう、行政機関等に対して啓発する。

例)

- ・ 施策等に係るパブリックコメントに子どもが参加しやすい環境づくり
 - ・ 子どもがまちづくりについて行政と意見交換できる場づくり
- 年1回、「子どものための権利擁護委員会」の活動報告会を開催